

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

堀岡伸彦 食品健康被害情報管理室長

今川 正紀 指導課長

早田 まり 指導係長

2024年12月「母と子の絆～カネミ油症の真実」製作委員会・「へその緒プロジェクト」合同で、6回目より「カネミ油症被害者救済プロジェクト」として、「要請書」をお送りしてきました。今回が10回目となります。

本年5月18日に9回目の「要請書」をお送りしましたが、回答期限をすでに1か月過ぎておりますが、いまだ回答をいただいております。

そこで一部改訂して、10回目の「要請書」をお送りします。

2026年7月17日(金)までにご回答いただきたく、お願い申し上げます。

※赤字が質問項目となります。

9回目の「要請書」において、すべてのカネミ油症被害者救済を目的とする『5つの提言』をお伝えしました。

- ① 「カネミ油症の診断＝認定基準」(現行)についてお尋ねします。

本年6月20日「第27回三者協議」終了後の“ぶら下がり会見”において、「現行のダイオキシンの血中濃度50ピコグラムという診断基準には、“法的根拠がない”と思うがいかがでしょうか」の問いに、厚生労働省の担当者は「はい、法的根拠はありません」と認めました。

とするなら、何を根拠にして、現行の診断基準が活かされているのか？
明確にお答えいただきたい。

- ② カネミ油症被害者(カネミ油を食した第一世代)は「食品衛生法」に基づき、
国(厚生労働省)及び全国の自治体の保健所で”行政として対応“をすべきと思う
が、いかがですか

カネミ油症は発生当初(昭和43年)「食品衛生法」に定める「食中毒」事件として原因企業のカネミ倉庫の査察、営業停止措置が行われていたが、厚生省は間もなく全国の各自治体に対し、“独自の基準“で対応するように、と指示(通達)を出している。これまでの「要請書」の回答の中で、「カネミ油症は食中毒」との見解を示していることから、「食品衛生法」の本来の”適用“に戻るべきである。

③ 「カネミ油症」の重症被害者の“在宅検診”を実施せよ。

本年も7月～10月にかけて、全国17か所で「カネミ油症検診」が行われる。医療関係者と医療機材を用意されて検診される活動は、カネミ油症被害者の症状を把握するうえで、重要な”事業”であると思う。

そこでできる場所から、検診会場に来ることができない、重症被害者の“在宅検診”を実施していただきたい。至急準備を進めていただきたい。

④ 「カネミ油症被害者」の「へその緒」研究の再開・推進を実施せよ。

国が「へその緒検査」機材を保有していることを明らかにしてください。

ダイオキシン類を摂取した母親からへその緒を通じて、子に毒性が移行すること、父親の精子由来によっても同様であることは、これまでの数々の研究結果で明らかとなっている。次世代の健康被害を認識している国(厚生労働省)にとって、「へその緒検査」の実施と分析は、今日最も有効と考えます。

「カネミ油症被害者救済プロジェクト」では、九州大学が「へその緒検査」を2009年に途絶したことから、2004年夏から秋にかけて、故 岩村定子さん(カネミ油症認定被害者)の3人のお子さんのへその緒検査を民間の研究会社で行い、一般の方より高いダイオキシン濃度の結果を得ています。今回二回目の「へその緒検査」(4検体)を今月から始めており、9月半ばには結果が出る見込みです。それは認定被害者の親子、未認定被害者の親子のケースです。

これまでも伝えていますが、本来国が行うべき「へその緒検査」を、民間が行っていることは、実に”いびつ”なことと言わざるを得ません。

そこで6月20日「第27回三者協議」の終了後、厚生労働省の担当者は、「至急機材のありかを調べてメールします」と話していましたが、いまだ連絡はありません。可及的速やかにご連絡をください。

⑤ 「カネミ倉庫の医療費未払い」問題の件

8回目「要請書」の回答(4月24日)の中で、

「…カネミ油症患者に係る医療給付費の取扱いについては、カネミ倉庫による国民健康法第64条の第三者行為に該当することから、保険者において第三者行為に伴う損害賠償金として調定し、債権管理を行っている認識です」とあり、上記の難しい表現を読み解くとしたら、

1) カネミ油症患者の医療給付費(自己負担分を除く残額)は、カネミ倉庫が負担する

2) 当該自治体が公的資金(税金)で負担している医療給付費(長崎県五島市の場合、総計 24 億円超)について、国には全く関わりがない

という理解でよろしいでしょうか？

ご回答をお願いいたします。

付記、

カネミ倉庫 加藤大明社長は、2024 年 1 月～2026 年 1 月まで、計 5 回連続で「三者協議」を欠席しており、国・カネミ油症被害者(全国連絡会)・カネミ倉庫で構成される「三者協議」の枠組みが維持できるのか？と危惧しておりました。

6 月 20 日の冒頭、リハビリ中の加藤社長がオンラインで「皆さんに迷惑をおかけしたが、リハビリに務め、次回の『三者協議』には出たい、またこれまで通り、カネミ倉庫の負担、役割を果たしたい」旨の発言がありました。

なおカネミ倉庫の経営の行く末(特に後継者の件)には、不安を感じますが、今後の推移を見守りたいと思います。

2026 年 7 月 5 日

カネミ油症被害者救済プロジェクト

共同代表 稲塚秀孝

藤原寿和